

#### 4. 海外行政機関、国際機関の報告書の分析と主要なものの翻訳

##### (1) 文献の選択

以下に検討した文献、報告書をあげ、その評価と結果を記す。

- ・ドイツのSRUの予防原則の提案 9ページの短いもので、別途報告あり。
- ・フランスのDecree 9ページの文書で、別途報告あり。
- ・STOAのNanosafety-Risk Governance 110ページの大部の報告書。  
STOA(シンクタンク)の重要な機能の一つは、EU議会のために、社会と産業界の間の信頼を維持するため、最善を尽くした法律やルールを作るのに必要な最高の知識について理解し提供することである。そしてナノマテリアルはその潜在性からも非常に重要なトピックである。

STOAが委託した、人工ナノマテリアル(manufactured nanomaterial)のリスクガバナンスに関するプロジェクトは、2010年1月から2011年10月にかけて、カールスルーエ(ドイツ)にあるカールスルーエ工科大学(Karlsruhe Institute of Technology: KIT)と、ウィーン(オーストリア)にある、技術評価研究所(Institute of Technology Assessment)が実施した。プロジェクトでは、潜在的な環境、健康、安全性への問題と、産業界との関係、リスク評価の面での懸念や一般社会からの期待、などについて研究した。このプロジェクトの報告書のドラフトは10月に出され、11月21日に半日かけて、ブリュッセルでワークショップが行われ、報告と議論がなされた。今後のEUのナノテク政策に影響が大きいと思われる。この報告書は、翻訳対象とされた。

##### ・RIP-oN2、RIP-oN3

RIP-oNとは、REACH Implementation Project on Nanomaterialsの略称であるが、その結果であるReportは、ECHAへの勧告の意味を持っており、それを受けてECHA(欧州化学品庁)は動かなければならない。また、REACHの所管官庁間にCASGNano(Competent Authorities Sub Group on Nanomaterials)が、2008年3月に設置され、以降RIP-oNの進行を管理し、時期に応じて議論することを行ってきた。この作業部会は、2012年のREACH見直しの期限まで機能する。

RIP-oNでは、2はREACHガイダンス文書の見直し(付け加えるべきエンドポイント)が必要だが、3のリスク評価では従来のものが適用可能だという結論である。従って、RecommendationのあるRIP-oN2の方が必要性が高いと思われる。しかし、重要ではあるが、長大な文書であり部分的に訳しても余り意味が無いので、翻訳対象としない。

- ・EPAのOIGのレポートは、内部監査で、資料性が乏しいように思われ、内容については、別途報告。
- ・EPAのHeiQの条件付認可の決定文書は、NRDCが訴訟を起こしており、関心を呼んでおり、リスク評価の内容をきちんと把握しておく必要性が高いと思われる。欧米のリスク評価の手法やレベルを知るよい文書と考えられ、翻訳対象とした。
- ・米国NRCのEHS研究戦略は、今後の米国の研究の方向を示すもので、重要であり、もし取り上げるならば、サマリーと結論的な部分、研究の優先順位と研究ニーズ、研究戦略の実行と評価の進歩を取り上げるのが適当と思われる。しかし、内容を瞥見すると、総花的な内容で特に注目すべき内容が無いと思われた。
- ・デンマーク環境庁(DEPA)が2011年に出した、ナノ製品の暴露と環境・健康リスクについての調査プロジェクトの報告書であり、暴露の状況について具体的に記述されている点に特徴がある。この報告書のサマリー、材料ごとのまとめ(サマリーシート)とまとめを訳するのが適当である。

以上のような評価と経過で、STOAレポート全体、HeiQ評価書全体、デンマーク環境庁プロジェクト評価の一部を翻訳対象とした。

(2) 添付文献リスト

以下に翻訳文献を示す。

文献1: STOA レポート「ナノセーフティ:人工ナノ粒子のリスク管理」

文献2: EPA 評価書

「布製品の抗菌剤としての HeiQ AGS-20 の条件付登録に関する決定文書」

文献3: デンマーク環境庁プロジェクト報告

「特定ナノマテリアルのばく露と環境・健康への潜在的リスクに関する基本情報の調査」(抜粋)